

廿日市市まちづくりチャレンジ応援補助金交付要綱

令和3年4月1日

告示第139号

改正 令和3年8月1日告示第210号

改正 令和5年3月2日告示第31号

改正 令和5年12月15日告示第260号

改正 令和6年3月21日告示第55号

改正 令和7年4月1日告示第134号

改正 令和8年4月1日第90号

(趣旨)

第1条 市は、廿日市市協働によるまちづくり基本条例（平成24年条例第3号）の理念の下、地域経営の仕組み及び多様な主体との連携を取り入れた持続可能なまちづくりに取り組む地域自治組織の地域力の維持・持続や地域における新たな活力創出に向けた活動に要する経費に対し、予算の範囲内において廿日市市まちづくりチャレンジ応援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、廿日市市まちづくり交付金交付要綱（平成29年告示第53号）第2条第1号に規定する地域自治組織とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域課題の解決に向けて継続的に取り組む事業であって、別表第1に定める事業とする。ただし、次の事業については、対象としない。

(1) 過去に市の補助金等を受けて実施した事業

(2) 物品の購入及び拠点施設の整備のみを実施する事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものについては、補助の対象としない。

(1) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの。

(2) 選挙運動又はこれに類する活動を目的とするもの。

(3) 廿日市市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等が関与するもの。

(4) その他市長が適当でないと認めるもの。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち別表第2に定める経費とする。

（補助金の交付額等）

第5条 補助金の補助率及び交付上限額は、別表第3に定めるものとする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 この補助金は、同一の補助対象事業に対して3年度を限度に交付できるものとする。

3 この補助金は、1団体につき1年度1事業まで申請できるものとする。

（補助対象事業の公募）

第6条 市長は、補助対象事業を募集するに当たり、募集要項を定めるものとする。

2 前項の募集要項には、補助対象事業の審査方法及び基準並びに提案期間を記載するものとする。

3 補助金の交付を受けようとする団体（以下「提案者」という。）は、前項の募集要項に定める提案期間内に、廿日市市まちづくりチャレンジ事業企画提案書（別記様式第1号。以下「提案書」という。）に次の書類を添付し市長に提出しなければならない。

(1) 連携団体概要書（別記様式第2号）※連携事業の場合のみ

(2) その他市長が必要と認める書類

4 前年度以前に提案書が提出されており、かつ複数年度かけて実施することが認められている事業については、提案書の提出を免除することができるものとする。

（審査選考及び公表）

第7条 市長は、前条の規定により提出された提案書について、廿日市市まちづくりチャレンジ事業審査要領に基づき審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査結果を廿日市市まちづくりチャレンジ事業審査結果通知書（別記様式第3号。以下「審査結果通知書」という。）により、提案者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により採択した事業の概要等について公表するものとする。

（交付の申請）

第8条 前条の規定により採択された対象団体であって規則第3条第1項の規定により補助金の交付を申請しようとする団体は、市長の定める期日までに廿日市市まちづくりチャレンジ応援補助金交付申請書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 提案書（別記様式第1号）の写し
 - (2) 審査結果通知書（別記様式第3号）の写し
 - (3) 事業計画書（別記様式第5号）
 - (4) 収支予算書（別記様式第6号）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 複数年度かけて実施することが認められている事業については、2年目以降の継続事業は、審査結果通知書に記載の補助上限額を超えて申請することはできないものとする。

（交付の決定）

第9条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、廿日市まちづくりチャレンジ応援補助金交付決定通知書（別記様式第7号）により申請団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付決定に際し、次のとおり条件を付すものとする。
- (1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合において、次に該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 対象経費の20パーセントを超える増減
 - イ 事業内容の重要な変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業の内容が予定の期間内に完了する見込みがない場合、又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備補完すること。
 - (5) この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（不動産及びその従属物を含む。以下「財産」という。）は、財産台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って効果的運用を図ること。
 - (6) 財産を、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供す場合は、あらかじめ市長と協議しなければならない。ただし、補助金の交付の目的及び耐用年数を勘案し、当該財産の耐用年数が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数を経過した場合はこの限りで

はない。

- (7) 財産のうち、1件当たりの取得価格が10万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ市長と協議すること。ただし、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではない。
- (8) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(事業内容の変更等)

第10条 補助金の交付を受けた団体は、前条第2項第1号の事業内容の変更を行うときは、廿日市市まちづくりチャレンジ応援補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第8号）に市長が別に定める書類を添付して提出しなければならない。この場合において、当初交付決定された交付額を超えて申請することはできないものとする。

- 2 前項に定める申請書が提出された場合、市長は変更内容を審査し、その結果を廿日市市まちづくりチャレンジ応援補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（別記様式第9号）により、申請団体に通知するものとする。

(事情変更による決定の取り消し及び補助金の返還等)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正手段による補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 第10条第2項の規定による承認を受けたとき。
- (4) 団体が解散したとき。
- (5) 事業の遂行の見込みがないと市長が認めたとき。

- 2 市長は、補助金の交付の決定後、団体の責めに帰さない天災地変その他の事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき、又は遂行できなくなったときは、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分を除き、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 3 市長は、前項の規定による補助金の交付の取り消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

- (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 団体は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、既に補助金を受け取っている場合は、補助金額から前項第1号及び第2号に係る経費のうち、市が計算した補助金額を差し引いた額を市に返還するものとする。

5 同条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命ぜられた団体は、市長の定める期限までに補助金の全部又は一部返還しなければならない。

(進捗状況の聴取及び調査)

第12条 市長は、必要に応じ、補助事業の進捗状況について団体から聴取し、又は調査を行うことができるものとする。

(実績報告)

第13条 補助金の交付を受けた団体は、補助事業の完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月30日のいずれか早い期日までに、廿日市市まちづくりチャレンジ事業実績報告書(別記様式第10号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(別記様式第11号)

(2) 収支決算書(別記様式第12号)

(3) 廿日市市まちづくりチャレンジ応援補助金精算書(別記様式第13号)

(4) 支出の根拠となる資料(領収書の控え等)

(5) 財産台帳(備品購入時)

(6) 団体が自ら発行する広報紙、新聞記事その他の事業の成果を確認できる資料

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、団体から前条の報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、又は必要に応じて調査を実施し、廿日市市まちづくりチャレンジ応援補助金確定通知書(別記様式第14号)により、団体に通知するものとする。

(補助金の交付の特例)

第15条 この補助金は、概算払により交付するものとし、規則第16条第2項のただし書きの規定により、補助金等概算払請求書の提出は要しないものとする。

(補助金の返還)

第16条 規則第18条第1項又は第2項の規定により、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた団体は、市長の定める期限ま

で補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(事業結果の報告)

第17条 団体は、市が指定する会において補助事業の内容を報告するものとする。

2 市長は、団体による前項の報告内容を公表するものとする。

(帳簿等の備付け)

第18条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備補完するものとする。

(取得財産の処分の制限)

第19条 規則第22条ただし書の市長が定める期間は、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第22条第2号の市長が定めるものは、1件の取得価格又は効用の増加価格が10万円以上の財産とする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年8月1日告示第210号)

この告示は、令和3年8月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月2日告示第31号)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の廿日市市まちづくりチャレンジ応援補助金交付要綱第9条の規定により交付の決定のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年12月15日告示第260号)

この告示は、令和5年12月15日から施行する。

附 則 (令和6年3月21日告示第55号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日告示第134号)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の廿日市市まちづくりチャレンジ応援補助金交付要綱第9条の規定により交付の決定のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年4月1日告示第90号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業区分		事業内容
1	担い手の発掘	次世代の地域の担い手の発掘・育成を図る事業又は担い手の発掘につなげるために地域住民同士のつながりの増進を図る事業等
2	組織体制の見直し	活動の可視化、ビジョン（めざす姿）づくり、アンケートによる住民ニーズの把握・事業の見直し・企画・実施を図り、役員等の負担軽減を図る事業等
3	新しいサービスによる活力づくり	地域住民の抱える課題の解決に寄与するサービスを提供する事業、地域住民が主体で地域課題の解決にビジネス手法を取り入れて取り組む事業等

別表第2（第4条関係）

補助対象経費	内容及び留意事項	事業区分		
		1	2	3
報償費	講師謝礼、ボランティア報償（実費・謝礼）	○	○	○
旅費	役員研修会参加等、講師派遣等にかかる交通費（実費弁償を原則とする）	○	○	○
消耗品費	事務用品、書籍などの購入	○	○	○
燃料費	事業用の燃料（ガソリン、灯油など）の購入	○	○	○
印刷製本費	チラシ、パンフレット等の印刷・作成	○	○	○
通信運搬費	郵便料・送料、電話代・通信料	○	○	○
手数料	送金手数料、クリーニング代	○	○	○
保険料	活動保険料	○	○	○
委託料	外部の専門家等に事業を委託した場合の経費	○	○	○
使用料及び賃借料	機器のレンタル料、会場使用料など	○	○	○
研修参加負担金	資格試験受験（受講）料	○	○	○
人件費	団体運営やサービスの提供に係る事務員配備等の費用（給与・保	△	○	○

	険料等)			
光熱水費	電気代、ガス、上下水道代	/	/	○
原材料費	商品作成に係る原材料費等	/	/	○
ハード整備費	事業所の整備改修 事業用備品（10万円以上のもの）購入	/	/	○

別表第3（第5条関係）

事業区分		補助率	補助上限額	複数年度の2年目以降の補助上限額
1	担い手の発掘	対象経費の3/4	単独 20万円 連携 30万円	前年度補助額の3/4まで。
2	組織体制の見直し	対象経費の3/4 ただし、人件費は10/10	単独 40万円 連携 50万円	または、提案時の事業計画書中、対象経費の額が最大となる年度の補助額をA、対象経費の額が2番目に大きい年度の補助上限額をBとし、 $B = A \times 3/4$ とする。
3	新しいサービスによる活力づくり	対象経費の3/4 ただし、人件費は10/10	単独 80万円 連携 100万円 ただし、ハード整備（工事請負費及び備品購入費）は補助額に占める割合の3/4まで	また、3年度に渡る場合は、対象経費の額が最小となる年度の補助上限額をCとし、 $C = A \times 3/4 \times 3/4$ とする。

注1 単独とは、対象団体が単独で実施する事業をいう。

注2 連携とは、市内外の多様な主体（募集要項に示す主体）が運営に主体的かつ継続的に関わる事業をいう。

(別記)
様式第1号～第14号